

(案)

大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書

(大阪外環状鉄道(株))

令和2年10月

大阪府指定出資法人評価等審議会

1 はじめに

府OB常勤役員の役員報酬制度については、令和元年11月に当審議会において意見書を取りまとめ、報酬基準の見直しが行われたところである。その際、経営評価制度に基づき毎年度法人をチェックしていく中で、法人のミッション等に大きな変化がある場合は、必要な都度、報酬の見直しを行うべきとの意見を付したところである。

今般、大阪外環状鉄道(株)について、令和3年度以降の法人のミッション等に大きな変化が生じることが見込まれることから再点検を実施した。

会議の開催については、以下のとおりである。

【審議会開催状況】

第1回（令和2年9月28日）

- ・ 指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

第2回（令和2年10月12日）

- ・ 大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（案）とりまとめについて

2 再点検結果について

大阪外環状鉄道（株）の役員報酬基準を再点検するにあたっては、令和元年11月の点検と同様、役員の職務・職責等を評価することにより、あるべき報酬水準を導き出した。また、代表者と専務・常務クラスとの差についても令和元年11月の点検と同様、報酬額基準の80%とした。

結果については、次表のとおりである。

なお、新報酬基準額の適用時期については、令和3年度より適用すべきであると考えている。

【役員報酬評価結果】

(単位：万円)

法人名	日々の職務内容	重要課題、ミッション	経営判断の自由度、リスク	合計点	新報酬基準		現行報酬基準		差額	特記事項 (報酬基準見直しの主な要因等)
					社長	常務※1	社長	常務		
大阪外環状鉄道(株)					社長		社長	850		
					常務※1		常務	680		

【評価区分】

4 … 特に高い 3 … 高い 2 … 普通 1 … 低い

【報酬基準】

合計点	報酬額
10~12点	1,050万円
9点	1,000万円
8点	950万円
7点	900万円
6点	850万円
5点	800万円
4点	750万円
3点	700万円

(1,050万円(評価点10点以上)を上限に、1点につき50万円ずつの差とし、基準額を設定)

【その他】

- ※1 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を20%引下げ
- ※2 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を10%引下げ
- ※3 法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を5%引下げ

大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

氏 名	職 名	備考
上林 憲雄	神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授	会長
久保 明代	株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長	
坂本 守孝	坂本会計事務所 公認会計士	
砂留 洋子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント	
八木 正雄	かけはし総合法律事務所 弁護士	
山本 彰子	山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士	
吉村 典久	大阪市立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	

(五十音順・敬称略)